公売公告第　11　号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年11月10日

福岡国税局長

記

公売の日時	公売の開始及び締切の日時	令和9年1月6日から 令和9年1月8日まで
公売の場所		福岡国税局
公売の方法		期間入札（公売公告別紙２に記載する売却区分ごとに売却する。）
開札の日時		令和9年1月12日　10時00分
開札の場所		福岡国税局
売却決定の日時		令和9年2月2日　10時00分
売却決定の場所		福岡国税局
買受代金の納付期限		令和9年2月2日　14時00分
権利移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を福岡国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理第一部門にあります。
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。
その他公売条件等		公売公告別紙１のとおり
公売財産の表示		公売公告別紙２のとおり 公売公告別紙２は、庁舎内に公告してあります。
公売保証金		
見積価額		

公売公告別紙１

その他公売条件等

１　入札

入札は次のいずれかの方法で行います。

⑴　入札書を福岡国税局へ郵送（「書留」等）する方法

⑵　入札書を直接当局へ持参する方法

⑶　入札書情報を、インターネットを利用して提出する方法（電子入札）

【留意事項】

・　公売の締切日時（入札期間）を経過した後に提出された（到着した）入札書（入札書情報）は無効となりますので、入札書の提出に当たっては、所要の日数を見込んだ上で手続き（期限内必着）してください。

・　一度入札した入札書は入札期間内であっても引換、変更又は取消しすることができません。

・　同一人が、同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効になります。

２　必要書類及び提出期限

入札にあたっては入札書及び以下の書類の提出が必要です。書面又はインターネットを利用して提出してください。電子入札の場合の提出期限は入札期間の終了日時とは異なりますので注意してください。

なお、提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

⑴　必要書類

①　陳述書

不動産の入札に参加される方は、暴力団員等でない旨の陳述書（以下「陳述書」という。）を提出する必要があります。入札を行う「売却区分番号」ごとに提出してください。陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります（虚偽の陳述をした旨については国税徴収法第１８９条の罰則が適用されます。）。

なお、入札者が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を陳述書と併せて提出してください。

また、入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証する書面（宅地宅建取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

②　公売保証金振込通知書兼払渡請求書

③　公売保証金の充当申出書

④　買受適格証明書（公売財産が農地の場合）

⑤　共同入札代表者の届出書（共同入札により入札を行う場合のみ）

⑥　委任状（共同入札により入札を行う場合又は代理人が入札手続きを行う場合のみ）

⑵　提出期限

①　電子入札の場合の提出期限

令和９年１月６日（水）　午後５時00分

②　書面入札の場合の提出期限

令和９年１月８日（金）　午後５時00分

提出先：福岡国税局　特別整理第一部門（公売担当）

３　公売保証金

公売保証金は、令和９年１月６日（水）午後２時00分までに国税局が指定する金融機関の預金口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込む方法により納付してください。

【留意事項】

・　指定口座については、国税庁の公売情報ホームページに掲載の「公売保証金の納付について」にてご確認ください。
・　指定口座に振り込む場合は、売却区分番号ごとに振り込んでください。
・　納付期限までに納付が確認できない場合、入札は無効となります。

4　最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、次の日程等により、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額で入札した方に対して行います。

（日程等）令和９年１月 12 日　（火）午前 10 時 30 分　福岡国税局

5　売却決定

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

6　買受代金の納付及び権利移転

⑴　買受代金の納付

買受代金から公売保証金を控除した金額を指定口座に納付期限までに納付してください。

納付期限までに指定口座への振込みが確認できない場合、売却決定を取り消され、公売保証金も返還されません。

また、今後２年間公売へ参加できません。

⑵　権利移転

イ　買受人は買受代金を全額納付したとき（所有権移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等のあったとき。）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び消失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。

ロ　公売財産にその種類又は品質の不適合があっても、国は担保責任を負うことはなく、いかなる理由があっても引き渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付けません。

ハ　権利移転手続きに必要な郵送料等は買受人の負担となります。

7　追加入札

開札の結果、最高価による入札者が２名以上ある場合は、期間入札による方法で追加入札を行います。

追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

なお、追加入札をしてもなお入札価額が同額である場合は、くじにより最高価申込者を決定します。

おって、追加入札に係る日程等は次のとおりです。

⑴　入札期間

令和９年１月 13 日（水）　午前９時 00 分から
令和９年１月 15 日（金）　午後５時 00 分まで

⑵　開札の日時及び場所

令和９年１月 19 日（火）　午前 10 時 00 分　福岡国税局

⑶　最高価申込者の決定日及び場所

令和９年１月 19 日（火）　午前 10 時 30 分　福岡国税局

⑷　売却決定の日時及び場所

令和９年２月 10 日（水）　午前 10 時 00 分　福岡国税局

⑸　買受代金の納付期限

令和９年２月 10 日（水）　午後２時 00 分

公売公告別紙１

８　公売の取消し

買受人が買受代金を納付する時までに滞納税金が完納された場合等には、公売を取り消します。

担当窓口
福岡国税局 特別整理第一部門 公売担当
電話番号 092-411-0031（内線 4925）

公　売　財　産　一　覧　表

公売の種類
期間入札

実施期間(日)
令和9年1月6日から令和9年1月8日

開札日
令和9年1月12日

(福岡国税局分)

(単位 : 円)

売却区分 番　号	見積(売却)価額 公売保証金	財産種別	財産所在地・財産名称	その他 事　項	頁
新規 283-1	250,000 30,000	田	大分県日田市大字東有田字ヤエノ下５０５３番１ ほか	一括換価	4

連絡先 (特別整理第一部門　　電話 092-411-0031　内線 4925　　)